

# 警察庁政策評価研究会

## 第23回議事録

平成24年2月17日開催

警察庁長官官房総務課

## 第23回警察庁政策評価研究会

### 1 日時

平成24年2月17日(金)午前10時00分から午後12時10分までの間

### 2 場所

警察庁庁議室

### 3 出席者

#### 委員

前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授(座長)  
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社総合企画本部経営管理部長  
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授  
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長  
田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長、東京大学大学院法学政治学研究科教授

#### 警察庁

金高 雅仁 官房長  
小谷 涉 総括審議官  
鈴木 基久 政策評価審議官  
田中 法昌 官房審議官(生活安全局)  
辻 義之 官房審議官(刑事局)  
土屋 知省 官房審議官(交通局)  
沖田 芳樹 官房審議官(警備局)  
水本 善文 技術審議官  
梶田 好一 総務課長  
宮園 司史 情報通信企画課長  
高木 勇人 官房参事官(企画)  
小嶋 典明 総務課情報公開・個人情報保護室長  
大窪 雅彦 官房調査官(取調べ監督指導担当)  
池田 宏 捜査第二課特殊詐欺対策室長  
平居 秀一 保安課理事官  
安田 貴彦 警察大学校警察政策研究センター所長(オブザーバー)  
大橋 亘 科学警察研究所総務部長(オブザーバー)

### 4 議題

- (1) 「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(案)について
- (2) 「平成24年度政策評価の実施に関する計画(案)」について
- (3) 「平成24年度実績評価計画書(案)」について
- (4) 総合評価書「振り込め詐欺対策の推進」(案)について
- (5) 事業評価書「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(案)について
- (6) 事業評価書「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」(案)について
- (7) 事業評価書「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する

- 法律（平成17年法律第119号）により新設された規制」（案）について
- (8) 事業評価書「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制」（案）について
- (9) 事業評価書「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制」（案）について

(小嶋室長)

それでは、定刻となりましたので、第23回警察庁政策評価研究会を開催いたします。

情報公開・個人情報保護室長の小嶋でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。第1回から前回まで長きにわたり御指導いただきました西川委員に代わりまして、東海旅客鉄道株式会社の総合企画本部経営管理部長で、京都大学経営管理大学院の特別教授でいらっしゃる江尻委員に御就任いただき、ご指導を賜ることとなりました。江尻先生、よろしくお願いいたします。

(江尻委員)

ただいまご紹介いただきました江尻でございます。よろしくお願いいたします。私は、JR東海で経営戦略や経営管理の分野を長く担当しております。警察行政につきましては、その重要性は十分に認識しておりまして、政策評価研究会委員として、微力ではございますが、お役に立てばと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(小嶋室長)

ありがとうございます。次に、当庁の出席者が前回から大きく変わりましたので、改めて御紹介いたします。

官房長の金高でございます。

総括審議官の小谷でございます。

政策評価審議官の鈴木でございます。

生活安全局担当審議官の田中でございます。

刑事局担当審議官の辻でございます。

交通局担当審議官の土屋でございます。

警備局担当審議官の沖田でございます。

技術審議官の水本でございます。

情報通信企画課長の宮園でございます。

また、オブザーバーといたしまして、警察大学校警察政策研究センター所長の安田でございます。

科学警察研究所総務部長の大橋でございます。

そのほか、議題によりまして、それぞれ政策所管課から説明者が出席いたします。

なお、本日、諸事情によりまして、総務課長の柘田は欠席の見込みでございます。

それでは、官房長の金高から御挨拶申し上げます。

(金高官房長)

本日は、御多忙中にもかかわらず、政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は9点ございます。

議題の1点目から3点目までは、政策評価の計画に関するものでございます。

3年に一度策定しております「基本計画」、平成24年度に評価対象とする政策を掲載

した「実施計画」、及び業績目標や業績指標を適宜整理した「実績評価計画書」の案を作成しております。

議題の4点目以降は、評価書案についてでございますが、「振り込め詐欺対策の推進」、「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」、「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」、「風営法改正等により新設された規制」といったテーマで作成しております。

国家公安委員会及び警察庁におきましては、重要政策に関する評価の徹底、評価の客観性の確保及び評価結果の予算要求等政策への反映等に努めて評価を実施しているところでございますが、本日は、政策評価の一層の充実へ向けて、委員の皆様のお意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(小嶋室長)

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

前回の研究会でも確認いたしました、本研究会では、国の治安に関する事柄を取り扱うなど、その特殊性を考慮いたしまして、研究会自体は一般公開しておりませんが、他方、議事録につきましては、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認するなどした上、警察庁ウェブサイトに掲載することにより公開することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、本日の議事に入ります。

先ほど官房長からございましたとおり、本日の議題は9点ございます。まず1点目から3点目までは、政策評価の計画に関するものですので、まとめて総務課情報公開・個人情報保護室から御説明願います。

(小嶋室長)

それでは御説明させていただきます。

議題1の「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(案)」及び議題2の「平成24年度政策評価の実施に関する計画(案)」についてご説明いたします。当庁では、政策評価法に基づき、「基本計画」につきましては、3年に一度、「実施計画」につきましては、毎年度策定することとしており、今回はこの双方を策定することとなります。今回の案につきましては、資料1及び2のとおりです。現行の計画からの変更点につきましては、下線によりお示ししていますが、評価期間と、同期間において作成する評価書のテーマのみの変更となります。なお、期間中に総合評価又は事業評価を行う項目としては、「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」等7項目を掲げております。

次に、議題3の「平成24年度実績評価計画書(案)」でございますが、これにつきましては、事前に御説明したとおり、大幅な見直しを考えております。ご承知のとおり、

国家公安委員会及び警察庁の政策につきましては、国内外の社会経済情勢等外部要因の影響を多分に受けるものなど、必ずしも実績評価になじまないものもありますが、これまではできるだけ網羅的に実績評価を行ってまいりました。こうした中、昨年7月に、「平成22年度実績評価書」を国家公安委員会の審議にかけましたところ、複数の委員から、警察行政につきましては実績評価方式に必ずしもなじまないところが多いという認識の下、「評価になじむような形で、テーマを絞り込んだり、簡易化した方が良いのではないか」、「29項目ある業績目標を削減したらどうか」といった御指摘を受けたところでございます。これを踏まえまして、「平成24年度実績評価計画書（案）」におきましては、基本目標につきましては、従来の7項目を維持しつつ、業績目標につきましては、実績評価になじむものを中心に設定するという考え方により、資料3でお示ししているとおり、現行の29項目の目標を16項目に整理・統合いたしました。

また、業績指標につきましては、「可能な限り、認知件数や検挙率など、国民の関心が高いアウトカムを業績指標として設定する。」、「『検視官の臨場率』等、目標達成のための取組として捉えるべきものや、『刑法犯少年の検挙人員』等、増減のいずれが望ましいか判断が付きにくいものは、業績指標としない。」、「事例については、可能な限り業績指標及び参考指標とはせず、参考として適宜評価書に掲載する。」との方針で整理をいたしました。参考指標につきましては、1つめのタイプといたしましては、業績指標の達成に向けた警察の取組状況を示す指標、例えば、検視官の臨場率です。2つめのタイプといたしましては、業績指標の達成に資するものとして警察が活性化を図っている民間団体等の活動等に関する指標、例えば、防犯ボランティア団体数がこれに当たります。また、3つめのタイプといたしましては、業績指標に係る犯罪の発生状況を相当程度反映していると考えられる指標、例えば、経済犯罪等の相談件数です。4つめのタイプといたしましては、業績指標に係る犯罪の主体となりうる者の数を示す指標、例えば、不法滞在者数ですが、こうしたもの中心に参考指標を記載することとしました。これにより、現行の75の業績指標を34に、48の参考指標を31に、それぞれ整理しております。

続きまして、実績計画書の具体的内容につきまして、資料3により説明いたします。また、現行の計画との変更点につきましては、別冊の資料を参考にいただければと思います。

基本目標1の「市民生活の安全と平穏の確保」に関しては、これまで別個の業績目標としていた犯罪予防、少年非行防止、良好な生活環境の保持を一つの業績目標にまとめ、「総合的な犯罪抑止対策の推進」としております。その業績指標は、「地域社会の不安を現にあおる犯罪の認知件数」とし、「刑法犯少年の検挙人員」や「風俗関係事犯の検挙件数」は参考指標としております。業績目標2の「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」につきましては、「刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合」を業績指標とし、事例である「通信指令を担う人材育成の推進状況」につきましては、業績指標から外しております。業績目標3の「良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止」につきましては、利殖勧誘事犯等の経済犯罪や産業廃棄物事犯等の「検挙件数及び検挙人員」を業績指標としております。業績指標としては、できれば検挙率を用いたところですが、認知件数を保有していないため、

これらにつきましては、検挙率を出すことができないものです。

基本目標2の「犯罪捜査の的確な推進」に関しては、業績目標1を「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」とし、「各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率」を業績指標としております。業績目標2の「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」につきましては、未公開株等の売買勧誘をめぐる詐欺を含む特殊詐欺につきまして、その発生状況、これは認知件数と被害総額となりますが、それと検挙状況、これは検挙件数と検挙人員となりますが、これらを業績指標としております。業績目標3の「科学技術を活用した捜査の更なる推進」につきましては、「DNA型データベースの活用件数」を業績指標とし、その他の指標は参考指標としました。なお、これまで業績目標としていた「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」につきましては、実績評価になじまないとの考えから、また、「被疑者取調べの適正化の更なる推進」につきましては、監督対象行為の件数の増減が、適正化の達成度を示す指標として必ずしもなじまないこと、推進していた施策、具体的には、透視鏡の整備等ですが、これがおおむね完了したことなどから、業績目標から外しております。

基本目標3の「組織犯罪対策」に関しては、これまで5つあった業績目標を2つの目標に整理しております。業績目標1の「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」につきましては、「暴力団勢力数」、「暴力団構成員等の検挙件数及び検挙人員」等を業績指標とし、業績目標2の「来日外国人犯罪対策の強化」につきましては、「来日外国人犯罪の罪種別検挙件数及び検挙人員」等を業績指標としております。これらにつきましても、認知件数を保有していないことから、検挙件数及び検挙人員を業績指標としております。

基本目標4の「安全かつ快適な交通の確保」に関しては、業績目標1の「歩行者・自転車利用者の安全確保」につきまして、「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数」を業績指標とし、業績目標2の「運転者対策の推進」につきましては、「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」等を、業績目標3の「道路交通環境の整備」につきましては、「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」等を、それぞれ業績指標としております。なお、これまで業績目標であった「被害軽減対策の推進による交通死亡事故死者数の減少」につきましては、業績目標の重点化を図る中で、業績目標から外しております。

基本目標5の「国の公安の維持」に関しては、業績目標1を「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」とし、「重大テロ事案等の発生件数」等の3つの指標を業績指標としております。このうち、「治安警備及び警衛・警護の実施状況」につきましては、適当な定量的指標がないことから、事例による評価を行うこととしております。また、主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙につきましては、認知件数を保有していないことから、検挙件数及び検挙人員を指標としております。業績目標2の「大規模自然災害事案等の重大事案への的確な対処」の業績指標につきましては、災害発生前の準備状況、災害発生後の取組状況の2つを指標としていますが、いずれも適当な定量的指標がないことから、事例を指標としております。業績目標3の「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」につきましても、同じ理由により、業績指標の と については、事例を業績指標としております。

基本目標6の「犯罪被害者等の支援の充実」に関しては、業績目標を「犯罪被害者等

に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」とし、「犯罪被害給付制度の運用状況」等を業績指標としております。

基本目標7の「安心できるIT社会の実現」に関しては、業績目標を「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」とし、「サイバー犯罪の検挙件数」と「サイバーテロの発生件数」の2つを業績指標としております。

以上、「平成24年度実績評価計画書」につきましては、先ほど申し上げた基本的な方針に基づき、従来の内容の見直しを図りたいと考えておりますが、今回の計画書に掲げていない事項であっても、警察の取組状況について国民にお示しすべきものにつきましては、適時適切な機会に情報発信を推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。

委員の方々から、どの部分でもよろしいので、御発言をいただければと思います。

(妹尾委員)

先ほど、業績目標等の絞り方についての方針を説明していただきましたが、それはここに書いてあるのでしょうか。

(小嶋室長)

計画書自体には記載しておりません。

(妹尾委員)

そういうものは、1枚紙でもサマリーでも良いから、資料を配って可視化して、下線を引けるようにしないと審議にならないです。空中戦で終わってしまいますから。目に見える形で可視化していただくのが、こういう会議では重要なことだと思います。話を聞くだけだと、我々は「何だっけ」と思ってしまう。授業を聞いてノートを取っているわけではないので、資料を配っていただきたい。この後で議事録が出るまで確認できないので。

(小嶋室長)

至急、コピーをお配りいたします。

(妹尾委員)

そうしていただければと思います。

それから、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」の業績目標3「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」が政策評価になじまないから業績目標からなくすというのですが、なじまないという意味がもう一つ分からないので、教えていただけますか。というのは、数値管理に問題があるというのは分かるのですが、数値でないならば目標に入れられないという議論も成り立たないと思います。毎回この会議で申し上げているとお



り、目標が数値で表せるものは数値にして明確にさせていただいた方が良いのですが、定性的な評価も非常に重要です。定量的な評価ができれば、それ以外のものを落とすという話は本末転倒です。「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」を業績目標からなくすというのであれば、その代わりに何を入れるのですか。全くなくすというと、世間からは「公務員はまた知能犯罪を犯すから、都合が悪いから落とすのだ。」とウェブサイトに書かれるかもしれません。

(辻審議官)

御指摘の点でございますが、先ほどの説明の繰り返しになってしまうかもしれませんが、盗犯等ですと、発生がありますと被害届が出されますので、実際にどのくらい発生しており、それに対してどのくらい検挙しているのかを把握できるのですが、これに対して、公務員の不正等につきましては、潜在化しておりまして、それを捜査であぶり出していくのですが、検挙につきましては件数をカウントできるのですが、一体どのくらい発生しているのかは分からず、検挙率の分母に当たる部分が分からないので、成果が上がったのかどうかを評価することが難しいということがございます。また、1件の検挙でも、非常に反響が大きい事件であったり、被疑者の地位が高かったりなど、事件によって様々ですので、目標をあらかじめ設定するのが難しいということもあります。もちろん、我々といたしましては、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」について重点を置いて取り組んでいるわけですが、実績評価という方式で評価するのは難しいですし、全体として業績目標を整理・統合するということですので、実績評価の業績目標からはずしたものでございます。

(妹尾委員)

「目標の設定が難しいから評価をしない、目標としない」というのは、聞きようによっては、「構造的不正の追及の強化はしない」と捉えられてしまう。

(辻審議官)

私の言い方がまずかったのかもしれません、どのような指標を用いて「目標を達成した」と評価できるのかということが難しいということです。

(妹尾委員)

数値目標だから評価できるのだという話になってくると、PDCAサイクルの副作用が出てきてしまう。要するに、チェックできないものはプランしないとか、プランできてチェックできるものしか取り上げない。私がよく言うのは、「皿回しは、回せる皿しか回さない」ということです。自分たちがプラン・ドゥ・チェックできるものしか対象としないから小さくなってしまふ。企業も一緒です。

(辻審議官)

私は、この研究会において、用語を適切に使い分けていなかったかもしれませんが、目標というよりは評価の仕方、今のお話ですと「皿は回っているのだけれども、その皿

がうまく回っているのか」をどのように評価するのか、その指標の設定が難しいということ。

(妹尾委員)

「皿は回している」ということであれば、検挙の事例についても評価書に記載できるはず。だとすれば、件数の推移は参考として記載できないのですか。

(辻審議官)

その場合は、「数が少ないから、目標が達成できていない」という評価になってしまいます。

(妹尾委員)

そのような評価にしなければいいのです。

(辻審議官)

それでは評価ができないのではないのでしょうか。

(妹尾委員)

数値でなければ評価ができないというのがおかしいと思います。実際には、構造的不正の追及について重点を置いて取り組んでいるわけですよね。

(辻審議官)

はい。検挙はあった方が良いのですが、検挙の数が前年に比べて増えたから良かったのか、減ったから良くなかったのかといった比較が単純にはできないということです。

(妹尾委員)

それは皆さん承知しているので、必要ならば、「単純に比較では評価できない」と明記すればいいのです。

(辻審議官)

それならば、最初から「評価できない」というコメントが付くことを前提として評価の対象とすることになるのですが。

(妹尾委員)

「そのような評価はできない」ということではないのでしょうか。今の話のままだと、評価できないものは評価しないし、目標としないという話になりかねません。

(前田座長)

今までも、なるべく数値化して、評価の際には、○、×を明確にするように努力はしつつも、先生がおっしゃるように、それを徹底してしまうと、○、×が付くもの以外は政

策の目標とならないとなってしまう、国の治安の維持にとって由々しき事態になってしまう。ですから、今回、この部分を削除したのは、評価の基準があいまいだというだけではなくて、ここに盛り込むことが必ずしも適切ではないというニュアンスも入っているわけですね。

(辻審議官)

基本的には、実績評価になじまないという点と、全体として業績目標を整理・統合するという点から、削除いたしました。

(金高官房長)

検挙件数が年々減ってきておりまして、そうすると、普通は「警察の捜査力を強化する」という話になります。しかし、「警察の捜査力が落ちてきている」と見られる部分がある一方で、「相当浄化されてきている」と見られる部分もあります。数が少なくなるほうが世の中としては良いはずですが、被害の認知がある事件と異なりまして、検挙の数しか分かりませんので、この警察活動の結果としての検挙件数をどのように評価するのが難しく、実績評価になじまないと考えております。

(妹尾委員)

逆なんです。なぜ両方の見方があることを明記して、「単純な評価は難しい」と書かないのですか。その先の判断は国民がすれば良いのであって、両方の見方があるから書かないという方が、むしろ国民に開かれていないのではないのでしょうか。「事実はこちらであり、我々はこのように認識している」とか、「我々はこのように評価したい」と評価書に記述して世に問う方が、正々堂々としてい我想います。「何を言われるか分からないから隠します」では、「なぜ隠したのだ」と言われてしまいます。

(辻審議官)

隠すという意図はなく、全体として業績目標を整理・統合するという方針の中で削除したものでございます。

(前田座長)

評価書の名宛人と申しますか、最終的には国民に情報提供して判断していただくという面がございますが、他方、予算要求とも結びつく面もございます。田辺委員にお聞きした方が良いかもしれませんが、評価がどちらであるかを明確にするということを求められてきたという面もありましたよね。

(妹尾委員)

だとすると、「我々はこのように評価します」と評価書に書いて世に問うた方が良いと思います。それが覚悟というものではないのでしょうか。

(櫻井委員)

妹尾先生の御意見に賛成です。政策評価のテクニカルな技術論はあるとは思いますが、そうは言っても、政策評価は、技術的・科学的な検証とは性質が異なっています。最終的に政策評価が有効なものであるとするならば、それは、国民に対する一種の広報効果と言いますか、宣伝媒体だと思っています。ですので、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」についても、正面から取り上げるというのが大事だと思います。

基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」では、業績目標3「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」と業績目標6「被疑者取調べの適正化の更なる推進」が丸々落ちています。両方とも警察にとって都合の悪い数値だという印象を受けるもので、警察が力を入れてやっている割には批判されやすい分野であり、国民の関心も高いものだと思いますので、定性的な評価や事例でも良いですし、数値が減少しているなら、それなりに「情勢はこうなっているが、質的には重要な犯罪なので、警察庁としては、こういう姿勢で臨んでいる」というような評価をしていくことが大事だと思います。

また、研究会自体、意見を言っても通らないことが多いので、何のために有識者の意見を聴いているのかということもお聞きしたいです。

(鈴木審議官)

御指摘のありました「取調べ監督」の関係ですが、別途、事業評価書という形で御報告いたしますほか、新しく始めました取調べ監督制度がある程度有効に動き出して、しかるべき対策が講じられたという部分があります。また、取調べ監督制度による指摘等の数値をどのように評価するのか、増えた方が良いのか減った方が良いのか、評価の方法という技術的な問題もありまして、今回削除いたしました。

また、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」につきましては、全体の業績目標等を整理・統合するという方針の中で削除したものでございますが、御指摘も踏まえまして、再度検討いたします。

(妹尾委員)

そういうこともあるので、今回、整理・統合するに当たっての方針を示した資料を配付してくださいと申し上げたのです。先ほど追加で配付された資料に書かれている方針の部分が大事なのです。今回、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」や「被疑者取調べの適正化の更なる推進」を削除するという話になりましたが、この方針自体が本当に適切なかどうかということをお問うているわけです。つまり、「評価できないものは取り上げない」という本末転倒な話になってはまずいし、評価が分かれるものについては、その覚悟で評価をするということではなければ、世に問うていくことができないと思います。政策評価が情報公開という意味合いを持つのであれば、覚悟を持って評価していただきたい。その上でやられることについて、それが適切であれば我々は応援いたします。方針自体が適切でなければ、我々は意見を申し上げることになります。

(田辺委員)

基本的に、業績目標を整理・統合して、全体として見やすくしたということだと思いますが、評価には様々なやり方がありまして、具体的に今回の整理の状況を拝見します

と、今まで対象別に見てきたものに関しては、全体の治安にどう影響してきたかという部分で見ることとして、個別の対象については、実績評価の中ではできるだけスクラップして見やすくすると。政策手段としての個別の事業等についても、事業評価方式で評価することにして、実績評価自体は軽くして体系的に見せるという方向なのだろうと思います。私としては、その方向で良いのではないかと考えております。逆に言うと、体系化して見えやすくした実績評価書というのは何かと言いますと、公安委員会で御指摘があったと伺っておりますが、これまでの評価書は、「数値が上がったり下がったりしても、その意味が分からないものが多い」という状況で、国民に対するメッセージとして分からないということもありますし、組織のメンバーも、「それが動いたから何なんだ」ということがないので、警察庁が治安に対して、犯罪に対してどのようなスタンスを取っているのかを見やすくするという点では、犯罪を認知されているものや、警察の行動を増やすこと自体によってうまくいくものに関しては、今回の計画書に的確に盛り込まれていると思います。

多面的に検討するということは、逆に言うと、プライオリティを付けていないということです。今回の整理に関しては、様々な情報を並列的に出すのではなく、これが中心的な活動の結果として考えており、これをどのような形で把握するのか、数値が上がったり下がったりすることによって目標に近づいているのかいないのかが見える形で整理されているのではないのかなと考えております。

今回削除したもので、少年犯罪については、若干いいのかなと思いつつも、全体の中の一部として入っているので、それはそれで良いと思います。

簡単に言いますと、スリム化によって、警察活動の方向性が見えやすくしたというのが、今回の改正なのではないかと思えますし、私は評価しております。手段とか対象別の評価については、事業評価で、しかるべきタイミングで個別に検証することで構わないと思います。

(櫻井委員)

個別にやるということは、どこに書けばいいのですか。それが最初に分からないと意味がないので。

(田辺委員)

この計画書は、実績評価に関するものですので、基本計画に事業評価のテーマが書いてあるので、この最初の選択が妥当であるのかを我々はチェックしていくこととなります。

(櫻井委員)

具体的には5ページの4ですよね。

(田辺委員)

事業評価のテーマは資料1の基本計画の中に書いていますし、資料2の平成24年度の実施計画の中では、別添3で24年度に実施する事業評価のテーマが書いてあります。

(妹尾委員)

いずれにしましても、田辺先生が言われたような、「数を整理して見やすくしましょう、メリハリをつけましょう」ということには、私も賛成なのです。問題は、それをどのような方針で、どのような位置付けで行うかということです。それが今回の議論のテーマなのではないでしょうか。その方針がきちんと明示されていますかということです。

(櫻井委員)

その点について、資料2の別添3に書けばいいということですか。具体的におっしゃっていただかないと、よく分からないのですが。

(田辺委員)

妹尾先生がおっしゃっているのは、改定の方針を書けということですよ。

今示されている案は、改定の結果なので、計画を変えるときに、その方針を当該計画に盛り込むというのは、私は美的にはどうかと思います。ただ、改定の方針や原則について何らかの形で付記すれば良くて、それが計画としての文書に含まれるかどうかは別問題だと思います。

(櫻井委員)

ですので、資料1の基本計画関係のところ、どういう項目を落としたとか、どういった考え方で整理したのかということ、計画自体に盛り込むかどうかは別にして、それを明示すべきであるということですよ。

それは必要だと思いますし、計画とは別の文書であっても実質的には同じことなので構わないと思いますが、事業評価をすれば良いということでしたが、それであれば、後出しで言われても仕方がないので、なぜそれが実績評価から落ちているのか、それについてどのように考えているのか、どこかしらに手掛かりがないと、評価書として無味乾燥な文書ができ上がってくると言いますか、内部的な文書に止まってしまうのではないかと思います。

(前田座長)

後から配付された資料に書かれている、改定の趣旨というのを、田辺先生がおっしゃった美的という点も考慮して、どこかにデータとして入れるということを宿題と言いますか、課題としてよろしいですか。

(小嶋室長)

はい。

(前田座長)

内容に関して、目標がしっかりしていて、それに対して評価ができるということがポイントだと思うのですが、従来よりも良いと感じるのは、局ごとの縦割りだけでなく、

IT関係については、「サイバーテロの発生状況」から「サイバーテロの発生件数」に変わったのが象徴的だと思います。サイバーの問題は、生安、警備、情通といった局をまたがるのみならず、他省庁との関係でサイバーテロをどのように防ぐのかといった問題もありますので、微妙なところではありますが、警察庁の方針として、ITに関して一つ前に出ると。生安、警備、情通で一体になって通達を出すなどしたのに対応して、ある意味明示した形で、基本目標「安心できるIT社会の実現」というのをもう少し見える形でやっても良いかなと。中身は全く問題ないと思うのですが。今回の改定に際して、数を減らすというだけでなく、目標が動いていくと。ITに対して、去年のサイバー攻撃等も踏まえて、変わったわけですね。それに対する評価も入ってくるということで、良いのではないのかなと思います。

まとめ直していただくのは大変だとは思いますが、これまでの御議論は重要なポイントですので、よろしくお願いいたします。

(妹尾委員)

私が問うている意義をもう一度繰り返しますと、今回は研究会ですよ。文書の承認委員会ではないですよ。ですので、方針等を議論するのが研究会なのではないでしょうか。この研究会の位置付けは、「この文書でよろしいでしょうか。」と言われてそれを承認する会なのですかということです。今回警察庁のメンバーが大幅に変わったということで、問題提起させていただいています。むしろ、整理の方針を揉むのが研究会なのではないでしょうか。この点は、御理解いただきたい。

(前田座長)

私の方にも責任がありまして、これまでルーティーンで流れていっており、今回、大きな改正を行うけれども、研究会はこれまでと同様に自然に流れてしまっていると。案ができる前に、方針について議論する場を設けなかったという点については申し訳ないと思います。ただ、今日のことも踏まえまして、前に進めていきたいと思います。

(鈴木審議官)

本日の御意見も踏まえまして、基本計画の中に、御説明させていただいた業績目標の整理の考え方等につきまして、体裁を考慮しつつ触れさせていただく方向で検討いたします。

(前田座長)

あと、国民から見て、政治関係のものを落とすというのは気になるので、十分に説明のつく形で提示していただきたいと思います。方針は良いのですが、もう少し説明は必要だと思います。

(金高官房長)

確認いたしますが、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」と「被疑者取調べの適正化の更なる推進」は、項目として残さないと、御説明したような考え方で整理

したとしてもだめではないかという御指摘でしょうか。

(鈴木審議官)

ただ、「被疑者取調べの適正化の更なる推進」につきましては、田辺先生からもご指摘いただいたとおり、本年度、事業評価という形で結果報告させていただくという整理でございます。

(櫻井委員)

今後どうするかということも含めて、改めて示されるということですか。

(鈴木審議官)

私どもといたしましては、本年度、事業評価という形で結果報告させていただくということで、今後は実績評価から落としても良いのではないかと整理しております。

この点につきましては、事業評価の結果をお聴きになった上で、御意見を賜ればと思います。

(前田座長)

それでは、時間の関係もございますので、先に進ませていただきたいと思います。議題4の「総合評価書「振り込め詐欺対策の推進」(案)」について、捜査第二課特殊詐欺対策室から説明をお願いいたします。

(池田室長)

それでは、「振り込め詐欺対策の推進」に関する総合評価書の要旨に基づいて説明させていただきます。

評価の対象は、警察庁に警察庁次長を長とする「振り込め詐欺対策室」が設置された平成20年6月11日から昨年いっぱいまでの間に、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」等に基づいて実施された施策についてでございます。総合評価書の概要は、第1から第6までで、第1が振り込め詐欺の検挙の徹底、第2、第3、第4が振り込め詐欺を敢行するに当たって不可欠な道具に対する対策、第5が広く国民に被害予防を訴える対策、第6が総括となっております。

それでは、第1の「振り込め詐欺の検挙の徹底」から説明させていただきます。総合評価書の6ページから9ページ及び34ページに記載しておりますが、取組の内容といたしましては、振り込め詐欺の犯行グループに対する検挙活動の推進でございます。取組の結果として、振り込め詐欺の検挙件数、検挙人員及び検挙率はいずれも増加しております。一方、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額については、いずれも減少しており、被害の拡大を一定程度防止したものと認められます。政策への反映の方向性につきましては、オレオレ詐欺が近年増加傾向にあることから、今後、全国一体となった取締活動を更に強化する必要があると考えています。

第2の「不正に流通する預貯金口座対策」ですが、総合評価書の9ページから15ページ及び34ページに記載しております。取組の内容は、不正な口座の開設等に対する検挙



活動の推進、口座凍結依頼の実施等でございます。取組の結果として、口座詐欺等の検挙件数及び検挙人員はいずれも増加しました。口座凍結依頼は減少しております。凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの通報を端緒とした検挙は増加しました。また、口座を利用した犯行手口の件数が減少しており、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと考えております。政策への反映の方向性ですが、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められますが、犯行グループが口座を入手しにくくなったことを背景にして、現金やキャッシュカードを直接被害者から受け取る手口、口座を使わない手口が増加していることから、こうした現場実行犯の検挙や犯行グループの上位者に対する突き上げ捜査を更に強化する必要があると考えております。

第3の「不正に流通する携帯電話対策」ですが、取組の内容は、不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動の推進、犯行に利用された携帯電話に対する契約者確認の求めの実施等です。取組の結果ですが、携帯電話端末詐欺等の検挙件数及び検挙人員はいずれも増加しております。契約者確認の求めの実施件数は減少しております。携帯電話事業者からの通報による携帯電話端末詐欺等の検挙は減少しております。振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数は減少しておりますので、こうした取組は振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと考えております。政策への反映の方向性ですが、携帯電話対策は、振り込め詐欺の認知件数の減少に寄与したものと認められますが、依然として多数の携帯電話の回線が振り込め詐欺に利用されていることから、引き続き、不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動等の諸対策を継続的に推進していく必要があると考えます。

第4の「その他の犯行ツール対策」ですが、取組の内容は、振り込め詐欺の犯行に利用される郵便物受取サービス事業者、私設私書箱ですが、これに対する解約依頼の実施、詐欺金が送付される住所のリストの公表、電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施でございます。取組の結果としまして、昨年、一昨年の郵便物受取サービスを利用した送金手段の割合が減少しております。また、電話転送サービスが利用されることの多い、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の認知件数及び被害総額も減少しております。政策への反映の方向性ですが、振り込め詐欺の認知件数の減少に寄与したものと認められますが、郵便物受取サービス事業者等は、犯行グループの匿名性を確保するために不可欠なツールであることから、不正な郵便物受取サービス契約の解約依頼を継続的に推進していく必要があると考えております。

第5の「被害予防対策」ですが、取組の内容は、国民一般を対象とした広報啓発活動の推進、被害者層、特に高齢者ですが、これに応じた広報啓発活動の推進、関係事業者等との連携等による官民一体となった被害防止活動の推進です。取組の結果については、様々な警察活動の機会を活用したり、民間ボランティアや関係機関・団体と連携して広報啓発活動を行った結果、振り込め詐欺に対する国民の警戒力及び抵抗力の強化が図られ、振り込め詐欺の認知件数の減少に寄与したと認められます。また、金融機関においては、金融機関の職員の方々が顧客・利用者に対して、「振り込め詐欺ではありませんか」と声を掛けることによって被害を防いでおりますが、その被害阻止率が上昇しております。さらには、金融機関によるATM利用限度額の初期設定引下げが進んでおりま

す。これは、被害金額をなるべく少なくするために、1日当たりのATMの利用限度額を引き下げようというものです。政策への反映の方向性ですが、一昨年から再びオレオレ詐欺が増加傾向に転じており、現金受取型等の新たな手口が増加していることから、これまでの諸対策に加え、様々な手段方法を用いて、被害者層に情報を届ける必要があると考えております。また、金融機関職員等の声掛けによる被害阻止率は、最近では、約20%まで向上しておりますが、向上の余地が認められますので、更に向上させていきたいと考えております。それから、ATM利用限度額の初期設定引き下げですが、いまだ一部の金融機関では行われていないところもございますので、更に推進して行きたいと考えております。

最後に総括ですが、施策全体の評価としては、振り込め詐欺撲滅に向けた各種対策を強力に推進した結果、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額はいずれも大幅に減少したことから、振り込め詐欺対策の成果は上がったものと評価することができます。しかしながら、今後の施策の方向性としては、振り込め詐欺の検挙件数及び検挙率が、16年から22年まで増加傾向にあったが、23年は大きく減少しておりますので、「出し子」及び「受け子」といった現場実行犯から犯行グループ中核への突き上げ捜査を迅速かつ強力に推進するため、これまで以上に捜査の早期段階での合同・共同捜査の促進を図っていく必要があると考えております。また、オレオレ詐欺の増加傾向が止まらないことから、従来からの被害防止活動と併せて、被害者層である高齢者に直接働きかけるとともに、その子や孫世代も対象とした被害防止の呼び掛けや留守番電話作戦等の新たな被害防止対策を展開し、被害の抑止を図っていく必要があると考えております。さらには、高齢者を主なターゲットとする未公開株・社債等の取引を装う詐欺等が多発しております。この種の詐欺は、従来の振り込め詐欺の類型に該当しませんが、振り込め詐欺と犯行手口に共通性が見られることから、振り込め詐欺と併せて、取締活動及び被害防止のための広報啓発を一層強化していく必要があると考えております。以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。非常に具体的な話でございましたが、御意見、御質問等いかがでしょうか。

(江尻委員)

事前に資料をいただいて読ませていただきましたが、一言コメントとして、非常に読み応えがあったと思います。2つ目としましては、「評価の評価」をしていくという点でも、評価書として良いのではないかと思います。また、これは質問ですが、警察の活動を紹介するものについては警察白書等がありますが、こうした評価書も非常にメッセージ性が強いのですが、その活用方法と言いますか、広報等は行っているのでしょうか。

(小嶋室長)

評価書は警察庁ウェブサイトで公表しております。

(江尻委員)

メディアも含めて、あまり見ていないと申しますか、揚げ足取りのためのチェックはあっても、国民にはなかなか読んでいただけていないのではないかと思います。評価の評価ということもありますので、国民にも読んでいただくよう、PRしていただければと思います。

企業でもそうなのですが、我々も膨大な資料を作っておりますが、企業の場合は、最終的には利益とか、弊社の場合は安全、安定輸送というパフォーマンスの資料一つで結論をお見せできるのですが、省庁では、こうした評価書等で結果に至るまでのプロセスを国民に示していくのが大事だと思います。

(辻審議官)

評価書をできるだけ有効に活用してまいりたいと思います。

(妹尾委員)

ATMの利用限度額の引き下げについてですが、評価書にはこれによって被害額が少なく済んだ事例も載っていますが、同時に、国民の自由を制限している面もあると言いますか、限度額の引き下げによって困っているという声は、直接警察庁には寄せられていないのですか。

(池田室長)

そういった話は、金融機関からも含めて、聞いてはおりません。

(妹尾委員)

金融機関はどういった反応ですか。

(池田室長)

金融機関は、グループ内の企業の声に気にされているようです。ATMの現金送金額の規制については10万円の限度額は特に問題ないと考えているようですが、振込については、企業に勤務されている方も色々都合があるのでしょうか、100万円位は必要だよねとおっしゃっています。

(妹尾委員)

こういった施策については、国民の利便性を損なうといった問題との兼ね合いがありますよね。間に立つ金融機関がバッファーにはなっているけれども。これは感想ですけども。

(櫻井委員)

前田先生に伺った方が良いのかもしれませんが、振り込め詐欺でお金を渡しに行くとか、どこかに呼び出された場合に、私人がだまされたふりをして行ったら、犯人が来たので逮捕したという事例がニュースで時々耳にしますが、これは一種のおとり捜査だと思うのですが、刑事法的には、私人を使って対応するのは問題ないと理解してよろしい

のでしょうか。実はハードルが高い捜査ができてしまっているのではないかと思うのですが。

(辻審議官)

犯人から電話があった際、だまされたふりをしてもらって、犯人から「今からお金を受け取りに行くから」と言われて、「では待っています。」と答えてもらって、現場にきた犯人を捕まえるということがあります。しかし、これは、その気のない人を犯人に仕立て上げるわけではございません。

(前田座長)

法的に議論となっているのは、例えば、薬物の広告を見て、警察官が買いに行くというのが典型的なおとり捜査ですが、それも最高裁判決で認められているわけです。振り込め詐欺の場合は、現に被害に遭っている人に対して、「警察が見ていますので、そのまま行ってください」ということで犯人を捕まえるのですから、以前から行われていますし、「危険だからそんな所に行くな」という指導が常に正しいというわけではないと思います。

(櫻井委員)

コミットの仕方が消極的なので、実質的に問題がないということなのですかね。程度問題ということでしょうか。

(金高官房長)

結局、犯意誘発型かどうかということです。振り込め詐欺の場合は、犯罪は既に始まっていて、被害者が要求されています。本来であれば、被害者は、詐欺であることに気付けば、その時点で電話を切ってしまうえば良いのですが、犯人が「取りに行く」というので、警察に連絡をしてもらって、犯人が来たら検挙するというやり方で、企業恐喝等でも同様の手法を採っています。

(櫻井委員)

以前から行われていたわけですね。

(金高官房長)

そうです。

(櫻井委員)

それなら、もっと堂々とやって良いと言うか。

(辻審議官)

昨日もテレビで20分位、特集されておりまして、実際の場面を映しております。

(金高官房長)

我々は「だまされたふり作戦」と呼んで、協力を呼びかけております。

(前田座長)

それで国民が危険な目に遭うという可能性は低いということですよ。

(金高官房長)

警察が見ておりますので、危険な目に遭うということはありません。

(櫻井委員)

私は、憲法論で正当化の議論を正面から取り上げて良いという感想を持っているのですが。

(前田座長)

犯意誘発型も含めて、刑事法の世界でも、おとり捜査をどこまで認めるのか、正面から議論していかなければいけないし、捜査手法を広げることは、取調べの可視化との問題もありますので、これは別の機会にしたいと思います。

(櫻井委員)

どうしてこれがあまり批判されていないのか不思議に思いましたので。しかも私人を使っていて、危険性も潜在的にはないわけではないので、どうかなと思いました。少し空気の違いを感じると言いますか。

(辻審議官)

身代金目的の誘拐事件でもそうですが、お金の受け渡しの場所に行かないと犯人が出てきませんので、出てくるところまで警察も付いて行って検挙しております。犯罪をやるうとしていない人をわざわざ犯罪者に仕立て上げて検挙するということではございません。

(前田座長)

よろしいでしょうか。取調べの適正化にも繋がるのかもしれませんが、評価書の最後の方で、突き上げ捜査ができていないということが述べられています。検挙件数及び検挙率が増加から減少に転じたとありますが、検挙人員に比べて検挙件数が伸びていないということですよ。これは、あらゆる犯罪に共通することかもしれませんが、被疑者が犯行を認めなくなったという傾向が、特に振り込め詐欺で強いということですか。

(池田室長)

認めないというよりは、犯人グループの中核は、詐取金を口座から引き出す「出し子」や、被害者宅に現金等を受け取りに行く「受け子」といった者を使い捨てと言いますか、人的ツールとして用いておまして、仮に、「出し子」や「受け子」を捕まえて、本当

の供述を得たとしても、中核にたどり着くのが難しいという状況にあります。

(田辺委員)

評価書の構成としては、検挙、犯罪のツールへの対策、国民への広報ということですが、犯罪者の集団の姿が書かれていません。書くべきかどうか分からないのですが、言ってみれば、モグラ叩きの叩き方は書いてあるのだけれども、叩いた集団の性質が見えてこないで、読んでいて、「成果を上げているな」というのは分かるのですが、犯罪集団の姿が見えない中で警察が頑張っていて、不気味とは言いませんが、「まだまだ続くんだな」という印象を受けます。全体像までは分からなくても、一部分かっていることについて情報を入れていただくと、「こういう人が来たら怪しい」といったフィードバックにもなると思います。

(池田室長)

そのようにいたします。

(前田座長)

それでは、次に議題5の「事業評価書「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(案)」について、総務課取調べ監督指導室から説明をお願いいたします。

(大窪調査官)

それでは、「事業評価書「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(案)」について説明いたします。

評価書の概要は、1枚ものの資料でお示ししているとおりでございます。本評価書は、平成21年4月から実施しております「被疑者取調べ監督制度」に対する評価を行ったものでございます。

まず、本施策を導入した経緯についてですが、平成19年に取調べの在り方が問われる無罪判決が相次いだことを受け止め、警察庁では、国家公安委員会の指示や、有識者懇談会からのご意見を踏まえながら、取調べの適正化のために取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめました。その柱の一つである「取調べに対する監督の強化」に関して、国家公安委員会規則「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」を制定して、被疑者取調べ監督制度を導入し、平成21年4月に規則の施行により運用を開始いたしました。

被疑者取調べ監督制度は、捜査部門以外の部門に取調べを監督させ、不適正な取調べにつながるおそれのある行為の有無を確認させることにより、警察内部のチェック機能を発揮して、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものです。なお、不適正な取調べにつながるおそれのある行為として類型化した行為を、「監督対象行為」と呼んでおります。

政策の内容といたしましては、制度の円滑な実施に必要なものとして、所要の体制整備と、制度定着のための職員に対する指導、教養、研修、取調べ室における透視鏡の整備等がございます。また、具体的な業務として、取調べ監督官による「被疑者取調べ状

況の確認」を中心に、取調べに関する苦情への対応、調査の実施等があり、これらを通じて監督対象行為の有無のチェックを行っております。さらに、警察庁が都道府県警察への実地点検・指導を行い、制度の運用について全国的な斉一を期しております。

今回の評価に当たっては、制度が開始された平成21年4月から昨年未までの間における、これらの各事項の推進状況を点検・精査いたしましたので、その結果を御説明いたします。

まず、体制整備につきましては、全国の警察本部と警察署の全てにおいて取調べ監督の担当部署や担当者が置かれ、夜間・休日を含めて監督を行うために必要十分な体制が整えられました。監督制度に関する指導、教養、研修につきましては、警察庁が主催する全国会議や専門的な研修から、警察署の係単位における少人数での研修会まで様々なものが行われ、職員に対して制度の理解と定着が進められております。

取調べ状況の確認につきましては、取調べ監督の担当者が取調べ室の透視鏡を通じて取調べ状況をチェックすることを「視認」と呼んでおりますが、この視認回数は取調べ件数を大きく上回っております。昨年の視認回数は286万回に上り、平均して取調べ1件につき1.8回のチェックが行われております。また、現に監督対象行為が行われていると認めたときは、捜査主任官に必要な措置を講じるよう求めております。視認しただけでは分からないが捜査側に事実確認を求めた方が良いと判断した場合は、捜査主任官に通知しております。

こうした取調べ状況の確認結果や、取調べに関する苦情等を踏まえ、監督対象行為の有無につき所要の調査を行った結果、不適正な取調べにつながるおそれのある行為として、年間おおむね30件前後、事案数にして20台後半の監督対象行為を明らかにしております。これを認知の端緒別に見ると、警察部内で認知した割合が高くなっております。

監督対象行為の事案につきましては、監督担当部署が捜査部門に通知し、捜査部門が業務指導に反映することにより、取調べの適正化に役立てております。内容によっては、監察部門で懲戒処分等の要否が検討されますが、不適正な取調べに対する懲戒処分等の数は、監督制度の導入以降は減少が見られております。

警察庁による実地点検・指導は、毎年全ての都道府県警察に対して行われ、全国的な斉一を確保しております。また、設備面として、取調べ室の透視鏡は、警察施設の全ての取調べ室において設置を完了しております。

次に、これらの評価の結果について申し述べます。

被疑者取調べ監督制度は、体制整備や指導教養、設備の整備、警察庁による実地点検等によって、全国警察で相当に定着していると考えております。不適正な取調べが未だ絶無には至っていないものの、監督担当者による取調べ状況の確認を端緒として監督対象行為の多くを認知していることや、視認結果が捜査部門の業務指導にも活用されていることなどからすれば、監督制度を通じて、不適正な取調べの未然防止のために警察内部のチェック機能が発揮されており、取調べの適正化を図る上で有効に機能していると評価できるものと考えております。その効果は、不適正な取調べによる懲戒処分等が制度導入後に減少してきていることにも現れていると考えております。

今後とも、監督制度を通じてチェック機能を発揮するとともに、捜査部門においても捜査幹部による適切な捜査指揮や捜査員の意識改革に取り組むことにより、警察全体で

取調べの一層の適正化に努めてまいり所存でございます。

私からの説明は以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。何か御質問等ございますでしょうか。

(妹尾委員)

説明の際に、指導・教養の後に研修と付けられましたよね。

(大窪調査官)

色々な呼び方が警察部内にもございますが、専門的な研修も警察大学校で新設しているという趣旨も含めまして、研修と申し上げました。

(妹尾委員)

教養というのは、警察特有の用語なのです。世間一般では研修と言っています。ただ、法律用語で教養となっているからそのまま使っているのだと思いますが、事業評価書の中でもその用語を使わなければならないのですか。

(鈴木審議官)

何度も御指摘いただいていることは承知しておりますが、法律でも規定されている用語でございますので、こういった評価書でも、ことさらこれと異なる用語を用いなくとも、御理解いただけるのではないかと考えております。

(妹尾委員)

評価書はともかく、要旨だけでも分かりやすい言葉を使っても良いのではないかと考えているだけです。毎回指摘している手前、ここでも指摘しないと一貫性がないと思われるので。

(櫻井委員)

取調べ監督官というのは、併任ですか。

(大窪調査官)

取調べ監督官と申しますのは、役職の名称なのですが、警察署においては、捜査部門以外の、具体的には警務課とか総務課といった管理部門の課長職をしており警部の階級にある者を指定しております。

(櫻井委員)

名称を付けるのは自由にできるのですか。

(大窪調査官)



国家公安委員会規則に定められております。

(櫻井委員)

警察の苦情処理や相談というのは、他省庁に比べて充実していて、実際に有効に機能していると思いますが、取調べ監督制度の苦情処理等は、その案件のみの特別な体制があるのか、一般的な体制の中に組み込まれているのか教えてください。

(大窪調査官)

今回の評価書で示している苦情処理担当部門と申しますのは、一般的に警察において既に存在していた苦情処理等に対応する部署を指します。一方、取調べ監督の担当部署では、一般的な苦情処理に対応する部署が行った事実確認に加えまして、その内容も踏まえまして、不適正な取調べに繋がるおそれのある行為があったかどうかを再評価すると申しますか、そうした観点から改めて必要な調査を実施するものでございます。

これまで、苦情がありましたら、受理、処理という一連の流れを一つの部署がやっていたのですが、苦情が受理された時点で、取調べ監督部門にもその写しがきて、その内容が知らされます。また、苦情処理の一連の対応において、苦情処理部門が事実確認を行った結果についても、取調べ監督部門に内容が知らされます。一方、取調べ監督部門は、自ら取調べの状況をチェックすることを普段からやっておりますので、双方の内容を踏まえながら、詳細な調査を行って、事実確認をしております。

(櫻井委員)

各署の署長等に報告が上がるのですか。

(大窪調査官)

はい。受理された時点で必ず警察署長に報告がなされますし、警察本部長まで報告がなされます。受理と処理結果の2回、必ず警察署長と警察本部長に報告がなされます。

(前田座長)

大変な苦勞をされて、うまく回っているのだと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題6の「事業評価書「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」(案)」について、総務課企画参事官室から説明をお願いいたします。

(高木参事官)

それでは、「事業評価書「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」(案)」について説明いたします。

お手元の1枚紙に書いてありますとおり、平成18年の閣議決定に基づきまして、指定等法人が実施する事務・事業について政策評価を実施することとされており、これを受けて、当庁の政策評価の実施に関する計画において、平成23年度に評価を実施することとされていることから、これに従い、今般、事業評価を実施したものです。タイミングといたしましては、平成23年度末まででございます。評価の対象は、一覧のとおり、13

の事務・事業でございます。一例といたしまして、評価書の1ページをご覧ください。警備員の検定に関する講習についての政策評価でございます。1「評価の対象とした政策」では、根拠法令、法人名等を記載しております。制度の概要といたしましては、都道府県公安委員会は警備員の直接検定を行うこととされていますが、国家公安委員会の登録を受けたものが行う講習会の課程を修了した者については、当該検定の全部又は一部を免除することができるかとされています。2「評価の観点」では、この制度の必要性及び有効性の観点から評価することを明記しております。3「効果の把握の手法及びその結果」では、(1)で効果の把握の手法を書いております、(2)でその結果をそれぞれ書いております。ここでは、「検定合格証明書の交付状況」、「直接検定及び警備員特別講習事業センターの講習の実施状況」、「各講習の実施状況」の3項目について把握し、4ページ以降で評価の結果を記載しております。警備業務の実施の適正を図るためには、一定の知識能力を有する警備員が十分に確保されている必要があることから、検定取得者の人数を増やす必要がありますが、直接検定に比べまして、講習の受講者数が多く、検定取得者を増やすことに寄与しております。また、講習の修了率は7割程度と厳格な審査を行っており、その必要性・有効性は高いものと認められます。

その他の事務・事業につきましても、同様の手法で政策評価を実施しております。

(前田座長)

ありがとうございました。御質問等ございますでしょうか。

(田辺委員)

平成18年8月の閣議決定は、何を意図したものでか。そのような法人はいらないということなのか、規制をなくせということなのか、法人で業務を適切かつ効率的に行っているのかをチェックせよという意味なのでしょうか。

(高木参事官)

わざわざ法人のために仕事を作ってやらせているということはなくすということで、その過程の中で、そもそも法律の根拠があるのか、事業がオープンになっているのかといったことをチェックして、その情報を公開するということです。

(櫻井委員)

法律上の規定ができた年と法人がいつから存在していたのかという関係で言うと、元から存在している民間法人を指定登録したものはどれですか。

(高木参事官)

例えば9番の「全国事故調査分析センター」のように、事務・事業を定めた法律上の規定とともに設置されたものもありますが、多くのものは、既存の法人を指定したものと承知しております。

(田中審議官)

1 番の「警備員特別講習事業センター」は、法律上の規定の制定を受けて設立されたものだったかと思います。

9 番の「全国事故調査分析センター」が設立されたときには、警察関係者が出向していました。

(土屋審議官)

警察以外にもカーメーカーや国交省等自動車関係者もいます。

(櫻井委員)

現役の出向というのはあるのですか。

(土屋審議官)

そういう方もいらっしゃいます。

(前田座長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に議題 7 から 9 までについて、まとめて保安課から説明をお願いいたします。

(平居理事官)

保安課理事官の平居でございます。

私からは、平成17年の風営法改正と風営法施行令の改正、平成18年の銃刀法改正により新設された規制に係る事業評価について、皆様のお手元にあります評価書の要点を御説明申し上げます。

まず始めに、平成17年の風営法改正により新設された規制に係る事業評価書の要点を御説明申し上げます。

本改正におきましては、6つの規制が新設されましたので、まずは新設された規制の概要について御説明申し上げます。

まず1つ目に、風俗営業の許可の欠格事由等を追加いたしました。これは、いわゆる人身取引ブローカーのような者を風俗営業等の営業主体から排除するための規制であります。

2つ目に、風俗営業等を営む者に対して接客従業者の在留資格等を確認する義務を課しました。これは、風俗営業等に関する外国人に係る不法就労、人身取引及び売春等の違反行為を防止するための規制であります。

3つ目に、性風俗関連特殊営業を営む者に対して届出確認書の備付け及び提示義務を課しました。これは、各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除するための規制であります。

4つ目に、派遣型ファッションヘルスの受付所等に対する規制を強化しました。派遣型ファッションヘルスとは、一般的にはデリバリーヘルス、略してデリヘルと呼ばれる営業であります。デリヘルは、客からの接客従業者派遣申込みを受け付けるための場

所として受付所を設置する例が多く、そうした受付所は一般に店舗型ファッションヘルスの営業所に酷似した外観を呈しているのですが、そうした受付所が住宅地にも出現して深夜まで営業を行い、風俗上の問題が生じるなどしていたことから、これに対して店舗型の営業と同様の規制、例えば学校から200メートル以内の区域内に設けてはならないといった立地規制や、午前零時から日の出までの間は営業してはならないという営業時間制限等の規制を設けることといたしました。また、年少者雇用等の違法行為の温床となっている可能性もありましたことから、デリヘルの実態把握に万全を期するため、従来は事務所のみが届出対象となっていたところを、受付所と待機所、待機所とはその名のとおり接客従業者の待機場所のことですが、これらも届出対象に追加するとともに、警察職員による立入検査も可能といたしました。

5つ目に、風俗営業等を営む者が、店名や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったりつきまとったりする行為を禁止することといたしました。こうした行為は、外形上は客引き行為に類似しているにもかかわらず、客引き行為の規制を逃れるためのものであることから、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持する観点から規制することとしたものであります。

6つ目は、性風俗関連特殊営業を営む者による一般家庭の郵便受け等へのビラ頒布や広告制限区域等における広告物の表示の直罰化、及び無届業者による広告宣伝の禁止であります。広告の態様制限違反については従来から行政処分の対象となっていたのですが、行政処分だけでは状況が改善されなかったことから、直罰化したものであります。また、性風俗関連特殊営業に係る広告宣伝の多くが無届業者によるものであり、無届業者については行政処分による制裁を課することができないことから、無届業者による広告宣伝を禁ずる規定を設け、違反に対する罰則を設けたものであります。

次に、これら6つの規制に係る事後評価をするに当たりまして、その効果の把握の手法とその結果について御説明申し上げます。なお、今回ご説明申し上げます3つの事業評価は、風営法施行令の改正や銃刀法の改正も含め、いずれも、新設された規制の事後評価でありますので、規制の実際の運用状況も踏まえつつ、有効性の観点と効率性の観点から評価を行っております。

まず、1つ目の規制につきましては、略取誘拐ないし人身売買の罪を犯した者に対する風俗営業許可の取消件数や、これらの罪に当たる違法な行為をしたことによる性風俗関連特殊営業の営業停止処分件数を把握することといたしました。その結果、本規制を講じた平成18年以降、略取誘拐ないし人身売買の罪を犯したことを理由として風俗営業の許可を取り消した事例も、これらの罪に当たる違法な行為をしたことによる性風俗関連特殊営業の営業停止処分をした例も、いずれも一件もないことが分かりました。しかしながら、本規制により、営業者がこれらの罪を犯すことを抑止する効果を上げていることが考えられますので、規制は有効であると言えます。また、本規制により得られる効果は規制により生じる負担を上回っていると認められることから、効率性も認められます。

次に、2つ目の規制につきましては、在留資格等の確認義務違反や確認記録の作成・保存義務違反に対する行政処分件数及び検挙件数等を把握することといたしました。その結果、これらの違反に対しては、平成18年以降多数の行政処分や検挙をしており、平

成23年を例にしますと、行政処分件数は830件、検挙件数は116件でありました。このことからいたしますと、在留資格の確認義務等については、違反行為に対する行政処分や検挙を通じて、不法就労を助長し得る環境を改善する効果を上げていると認められますので、本規制は有効であると言えます。また、本規制により、風俗営業等を営む者には、就労資格の確認、確認記録の保存等の負担が生じましたが、それを上回る効果があると認められることから、効率性も認められます。

次に、3つ目の規制につきましては、届出確認書の備付け・提示義務違反に対する行政処分件数等を把握することといたしました。その結果、届出確認書の備付け及び提示義務違反に対しては、平成18年以降、一定数の行政処分を行っており、平成23年を例にしますと、78件の行政処分を行っていました。このことからいたしますと、届出確認書の備付け・提示義務については、違反行為に対する行政処分を通じて、届出書の提出の有無を外形的に判断できない状況を改善する効果を上げていると認められますので、本規制は有効であると言えます。また、本規制により行政側、事業者側双方に生じ得る負担は、得られる効果と比較しても軽微なものでありますことから、効率性も認められます。

次に、4つ目の規制につきましては、受付所の立地規制違反に対する行政処分件数や検挙件数、あるいはデリヘルにおける年少者使用の検挙件数等を把握することといたしました。その結果はお手元の資料のとおりであり、立地規制違反に対する行政処分や検挙は、わずかではあります着実に実行されております。また、年少者使用の検挙件数は、平成18年以降減少傾向が続いております。このことからいたしますと、受付所の立地規制違反に対する行政処分や検挙により、デリヘルのお客が住宅地等において深夜まで営業するなどの問題を改善する効果が上がっているといえ、また、待機所に対する規制の強化により、年少者使用を防止する効果も上がっていると考えられます。よって、本規制には有効性が認められます。また、本規制により、行政側、事業者側双方に軽微な負担が生じましたが、得られる効果がそれを上回るため、効率性も認められます。

次に、5つ目の規制につきましては、客引き類似行為を行った風俗営業者等の検挙件数の把握を行いました。その結果、数としてはわずかではあります着実に検挙が行われており、平成23年中は5件の検挙があったことが分かりました。このことからいたしますと、本規制については、違反行為に対する検挙を通じて善良の風俗あるいは清浄な風俗環境の保持等に寄与していると言え、有効性が認められます。また、本規制は従来の規制の延長で行うことができるため、特に負担は生じず、効率性も認められます。

最後に、6つ目につきましては、ピラ等の配布や広告物の表示に対する行政処分件数及び検挙件数、並びに無届業者の広告宣伝等に対する行政処分及び検挙件数を把握することといたしました。その結果はお手元の資料に記載のとおりで、行政処分、検挙とも、一定の実績があることが分かりました。このことからいたしますと、本規制については、違反行為に対する行政処分や検挙を通じて、ピラ等の違法な頒布、広告物の違法な表示、無届業者による広告宣伝等の行為を抑止する効果を上げており、有効性が認められると言えます。また、本規制により生じる負担は軽微なものであり、効率性も認められます。

以上を総括いたしますと、平成17年の風営法改正により新設された規制につきましては、いずれも有効性・効率性ともに十分に認められると言えます。

引き続きまして、平成17年の風営法施行令改正により新設された規制に係る事業評価書の要点をご説明申し上げます。

まず、本改正により新設された規制の概要について御説明申し上げますと、風俗営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等の防止のため、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引や年少者使用等に関する罪を追加するというものであります。

本規制の効果を把握するに当たりましては、追加された重大な不正行為を行ったことによる接客事業受託営業の営業停止処分件数を把握することといたしました。その結果、本規制を講じた平成18年以降、そのような営業停止処分の例は一件もないことが分かりました。しかしながら、本規制によりこのような罪を抑止する効果が上がっていると考えられるため、有効性が認められると言えます。また、本規制による負担は特に生じておらず、効率性が認められます。

以上を総括いたしますと、平成17年の風営法施行令改正により新設された規制につきましては、有効性・効率性ともに十分に認められると言えます。

最後に、平成18年の銃刀法改正により新設された規制に係る事業評価書の要点をご説明申し上げます。

まず、本改正により新設された規制、具体的には準空気銃の規制の概要についてご説明申し上げます。準空気銃とは、従来規制対象とされていた空気銃ほどの威力はないものの、なお発射された弾丸により人を傷害し得るものを指します。従来、銃刀法は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、弾丸の運動エネルギーが20ジュール毎平方センチメートル以上であるものを、空気銃として規制対象にしていたところでありますが、当時、この空気銃の定義に該当しないいわゆるソフトエアガンを、威力を高める改造を施した上で犯罪に使用する事案等が発生し、大きな社会問題にもなりましたことから、このエアソフトガンを準空気銃と定義し、これに対する規制を設けたものであります。具体的には、弾丸の運動エネルギーが3ジュール毎平方センチメートル以上20ジュール毎平方センチメートル未満のものを準空気銃といたしました。

新設された規制の具体的内容ですが、準空気銃の所持の禁止と猟銃の所持許可の欠格事由の追加という2つの規制を新設いたしました。

1つ目の、準空気銃の所持の禁止につきましては、法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き、準空気銃の所持を禁止するものであります。また、2つ目の、猟銃の所持許可の欠格事由の追加につきましては、準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないこと、これを法文上「準空気銃犯罪歴」と定義しておりますが、この準空気銃犯罪歴を有する者を猟銃の所持許可の欠格事由に追加するものであります。

新設されたこれらの規制を評価するにあたりまして、まず効果の把握の手法及びその結果について御説明いたします。

まず、1つ目の、準空気銃の所持の禁止につきましては、違反行為すなわち準空気銃の不法所持の検挙件数を把握することに加え、本規制の導入前と導入後を通じて、準空気銃を使用した刑法犯の検挙件数がどのように変化したかを把握することとしました。その結果は、お手元にあります資料に記載のとおりであり、平成21年以降、準空気銃の

不法所持を着実に検挙している状況であります。また、平成15年から17年までの3年間における準空気銃を使用した刑法犯の検挙件数は53件でありましたが、平成21年から23年までの3年間は2件にとどまっていることが分かりました。これにつきましては、準空気銃の不法所持を着実に検挙しているほか、準空気銃を使用した刑法犯がほぼ完全に抑止されている状況であり、準空気銃を使用した犯罪による危害の発生が防止されていると考えられます。したがって、本規制は有効であったと言えます。また、本規制により、既存の準空気銃所持者等には一定の負担が生じましたが、得られる効果がそれを上回るため、効率性も認められます。

次に、2つ目の、猟銃の所持許可の欠格事由への準空気銃犯罪歴を有する者の追加につきましては、準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした件数を把握することといたしました。その結果、平成18年以降、準空気銃犯罪歴により猟銃の所持を不許可とした事例は一件もございませんでした。しかしながら、先ほど述べたとおり、準空気銃を使用した刑法犯がほぼ完全に抑止されている状況でありますので、その結果として、そもそも準空気銃犯罪歴を有する者がほとんど生まれていないわけでございますし、また、準空気銃犯罪歴を有する者が猟銃の所持許可申請を行うことを抑止する効果も上げているとも考えられます。したがって、本規制は有効であったと言えます。また、本規制による負担は特に生じておらず、効率性が認められます。

以上を総括いたしますと、平成18年の銃刀法改正により新設された規制につきましては、いずれも有効性・効率性ともに十分に認められると言えます。

以上で私からの説明を終わります。

(前田座長)

ありがとうございました。御質問等ございますでしょうか。

(櫻井委員)

銃刀法の関係ですが、「準空気銃の所持の禁止」と「猟銃の所持許可の欠格事由の追加」というのは、規制としては独立しているわけですよね。

先ほど、「準空気銃を使った犯罪が完全に抑止されているから、そもそも申請がない」といった趣旨の説明がなされていたように思いましたので、連動していないはずですよね。

(平居理事官)

そのとおりです。

(櫻井委員)

もう1点は、「猟銃の所持許可の欠格事由の追加」の評価の部分で、「準空気銃犯罪歴を有する者が申請を行うことを抑止する効果を上げていることが考えられる」とあるのですが、何か具体的なエビデンスはあるのですか。

(平居理事官)

具体的なエビデンスはございません。そのような効果もあるのではないかという推論でございます。

(櫻井委員)

そうすると、「準空気銃犯罪歴を有する者が申請を行うことを抑止する効果を上げていると考えられる」というのは、少し書き過ぎで、事実としては、「そのような申請があったかどうか分からない」ということですね。

(平居理事官)

正式に受理した中には、準空気銃犯罪歴を有する者の申請は無かったのですが、それ以前の窓口相談の段階で申請を断念した者がいたかもしれません。

(櫻井委員)

そうすると、もう少し抑制的に書いた方が良いと思います。

(前田座長)

法律を作った以上、ものすごく有効であると言いたいのは分かりますが、全部の法律がうまくいくわけではないので、トーンは少し抑えて書いた方が良くもありません。だからと言って、報告自体がまずいと言っているわけではありません。

(妹尾委員)

櫻井委員の御指摘の裏側にあるのは、効能性と有効性が混在しているということです。効率性は明快に定義されていますよね。得られる効果と生じる負担との比較ということです。それは分かるのですが、英語で言うと、efficacyとeffectiveの違い、薬で説明すると分かりやすいのですが、薬を3粒飲まなければいけないのと、1粒で済むのとは、どちらが効率的ですかということ、1粒の方が効率的です。この薬には下痢を止める効能がありますが、手をぶつけた時にこの薬を飲むことは有効ではないということになります。

先ほど説明された評価書では、この法律は効能があるということと、法律が有効であるというが、厳密に言うと混在している。それでは、厳密に分けなければいけないのかと言うと、大変な作業負担になるので、このままでも良いのですが、せっかくの研究会の場ですので、何か授業のような感じになってしまいましたが、御参考までに申し上げます。

(田辺委員)

この評価書のポイントは、規制を導入して効果があったかどうかということところです。平成18年以降の数値とそれ以前の数値の差が効果であるということになるかと思いますが、18年以降のデータは6年間のデータが出ているのですが、それ以前の分については3年間しか出ていないので、もう少し長くにとって、前後で比較した方が良くも思います。また、銃刀法につきましては、18年、19年、20年のデータが入っていないので。



(平居理事官)

その年のデータがございませんので、記載できませんでした。

(田辺委員)

それでは、統計がないことを記載していただければと思います。

効率性については、それほど作文しなくても良いと思います。効果があったかどうか  
が圧倒的に重要ですので。効率性についても評価しろと言われているので、仕方がない  
部分もあるかもしれませんが、あまり意味がないので、そのようなところは手を抜いて  
いただいても良いのではないかと思います。

(江尻委員)

私も同感でございます。効率性の部分は、事業官庁で、かつ経済的に評価できるとい  
った手法が確立しているところでは可能ですが、こういった規制については、むしろ「効  
率性なんか言えない」と言った方が、国民にとっても分かりやすいのではないかと思  
います。同じ指標で評価されるのは、かえってミスリードだと思います。

(前田座長)

よろしいでしょうか。ある意味、効率性の部分が一番エネルギーを使うのかもしれ  
ませんが、委員の御意見を参考にしながら、今後は、なるべく合理的に評価書を書いて  
いただければと思います。

御質問等がなければ、今日の議題は全て終了いたしましたので、小嶋室長にお返し  
します。

(小嶋室長)

本日は誠にありがとうございました。また、資料で至らない点がございましたことを  
お詫び申し上げます。お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構です  
し、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は「平成23年度実績評価書(案)」を中心に御議論いただく予定にしております。  
日程につきましては、6月頃を目途として、別途調整させていただきたいと思  
います。

それでは、本日の研究会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。  
た。

以 上